

平成27年12月28日第3回三次市議会臨時会を開会した。

1 出席議員は次のとおりである（26名）

1番 吉岡 広小路	2番 須山 敏夫	3番 池田 徹
4番 新家 良和	5番 福岡 誠志	6番 鈴木 深由希
7番 澤井 信秀	8番 小池 拓司	9番 桑田 典章
10番 山村 恵美子	11番 宍戸 稔	12番 平岡 誠
13番 小田 伸次	14番 林 千祐	15番 岡田 美津子
16番 齊木 亨	17番 杉原 利明	18番 亀井 源吉
19番 保実 治	20番 國岡 富郎	21番 大森 俊和
22番 竹原 孝剛	23番 久保井 昭則	24番 伊達 英昭
25番 助木 達夫	26番 沖原 賢治	

2 欠席議員は次のとおりである

なし

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

市長 増田 和俊	副市長 高岡 雅樹
副市長 瀬崎 智之	政策部長 藤井 啓介
総務部長 併三次市選挙管理委員会 事務局 長 福永 清三	財務部長 部谷 義登
地域振興部長 白石 欣也	産業環境部長 兼農業委員会 事務局 長 花本 英蔵
福祉保健部長 日野 宗昭	子育て・女性支援部長 瀧 奥 恵
教育長 松村 智由	教育次長 中 宗 久之
建設部長 上岡 譲二	水道局長 坂本 高宏
市民部長 森本 純	市民病院部長 事務局 長 山本 直樹
君田支所長 落田 正弘	布野支所長 沖田 昌子
作木支所長 加藤 良二	吉舎支所長 木屋 繁広
三良坂支所長 岡本 一彦	三和支所長 勝山 修
甲奴支所長 内藤 かすみ	監査事務局長 落合 裕子

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

事務局 長 大 鎗 克 文	次 長 丸 亀 徹
議事係 長 才 田 申 士	政務調査係 長 明 賀 克 博
政務調査主任 瀧 熊 圭 治	

5 会議に付した事件は次のとおりである

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（1日間）
第 2	議案第110号	三次市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案） （原案可決）

平成27年12月三次市議会臨時会議事日程

(平成27年12月28日)

日程番号	議案番号	件名
第 1		会期の決定（1日間）……………277
第 2	議 110	三次市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）…277


~~~~~ ○ ~~~~~

——開会 午前10時 0分——

○議長（沖原賢治君） 皆さんおはようございます。

視聴者の皆様には、御視聴いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は26人であります。

これより平成27年第3回三次市議会臨時会を開会をいたします。

本日の会議録署名者として、福岡議員及び鈴木議員を指名をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会期の決定

○議長（沖原賢治君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 異議なしと認めます。

よって会期は本日の1日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 議案第110号 三次市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）

○議長（沖原賢治君） 日程第2、議案第110号三次市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） ただいま御上程になりました議案第110号の議案1件について御説明申し上げます。

議案第110号三次市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、このたび、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者、特別徴収義務者等の負担を軽減するため、地方税においても国税における取り扱いと同様に、一定の場合において個人番号の記載を不要とするよう見直しがなされることに伴いまして、関係条例である三次市税条例の一部を改正する条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、市民税及び特別土地保有税の減免申請手続において、個人番号の記載を求めない取り扱いにしようとするものであります。

以上、議案1件につきまして、よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沖原賢治君） 質疑を願います。

(22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 竹原議員。

○22番(竹原孝剛君) このマイナンバーの記載をしないということで、どのような事務的な軽減というのがあるのか、まず第1点お聞きしたいということと、それから、この公付の日であります、公付の日から施行するという事になってはいますが、これはいつになるのか、お尋ねをしたいと思います。

(市民部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森本市民部長。

○市民部長(森本 純君) まず、マイナンバーを記載しないことによる軽減でございますけども、今回、マイナンバーを記載しないこととさせていただきます手続につきましては、市民税の減免申請書、それから、現在は課税を休止してございますけれども、特別土地保有税の減免申請書になります。

この市民税の減免申請につきましては、件数として、例えば、生活保護関連とか、手続のほう多ゆうございますけども、そのときにマイナンバーの記載まで求めない、もともと記載する欄をつくらないということで、申請者の手続のほうの簡便化を図ろうというものでございます。

また、今回の条例につきまして、公付の日とさせていただいておりますけれども、このもととであります市税条例の一部改正の条例の施行日が1月1日となっております。ですから、1月1日までの間で施行させるということで、公付の日、本日議決いただければ、本日の施行ということにさせていただきたいというふうに思っております。

(22番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 竹原議員。

○22番(竹原孝剛君) マイナンバーそのものの施行というのは1月1日じゃないんですかね。で、きょうから公付すれば、手続ということ、実質無理とは思いますが、そういう矛盾が生じるんじゃないかなというふうに思いますが。

それと、基本的に、公付の日から施行するというのは、大体、地方自治法上10日間置くというのが基本ですから、10日を置いて、基本的には市民周知の後に、公付したらすぐ施行することによって基本的にはなっていないと思うんですが、そのあたりはどういう見解で公付の日に施行することになっているのか、あわせてお尋ねしたいと思います。

(市民部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(沖原賢治君) 森本市民部長。

○市民部長(森本 純君) 説明が不足しております、申しわけございません。

9月に議決いただきました三次市税条例の一部を改正する条例、条例第31号でございますけれども、この条例自体の施行日が1月1日に施行されます。ですから、1月1日に施行される内容について、施行日までの間に改正しようという手続でございます。

○議長(沖原賢治君) ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

（22番竹原孝剛君「10日ぐらい置くんじゃない。施行日の間の」と呼ぶ）

誰答える。

（総務部長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 福永総務部長。

○総務部長（福永清三君） ただいま本件資料を持っておりませんので、後ほど御回答させていただきたいと思えます。

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

（20番國岡富郎君「だめだめ」と呼ぶ）

何が。

（20番 國岡富郎君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 國岡議員。

○20番（國岡富郎君） 後ほど言う、この議会が終了したらね、この回答してくれる時間ないんですよ。もう一遍、この議会を開くんですか。

（総務部長 福永清三君、挙手して発言を求める）

○議長（沖原賢治君） 福永総務部長。

○総務部長（福永清三君） 条文には好ましいということでございますので、限定的に10日である必要はないというふうに考えております。また、市民生活にも影響があるということで、先ほど市民部長が申しましたように、本日から12月末までの公付で施行したいというふうに考えております。

○議長（沖原賢治君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第110号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第110号は委員会の付託を省略することに決定をいたしました。討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 討論なしと認めます。

これより議案第110号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（沖原賢治君） 御異議なしと認めます。

よって議案第110号三次市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）は原案

のとおり可決されました。

以上で第3回臨時会に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これで平成27年第3回三次市議会臨時会を閉会をいたします。

御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——閉会 午前10時09分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年12月28日

三次市議会議長 沖原賢治

会議録署名議員 福岡誠志

会議録署名議員 鈴木深由希